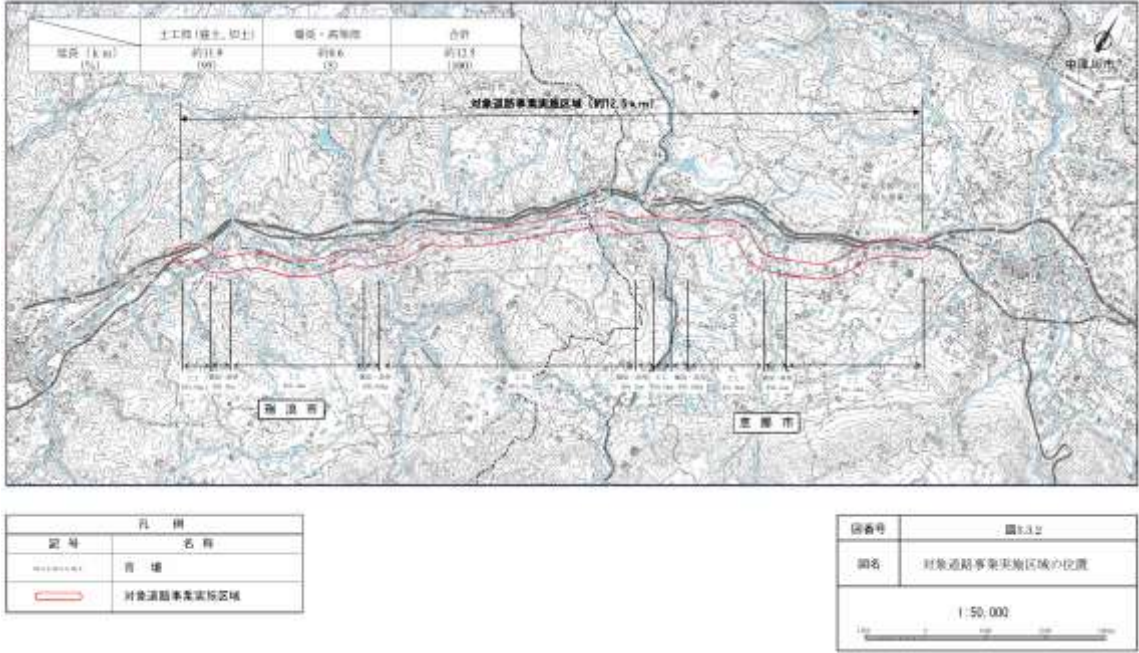
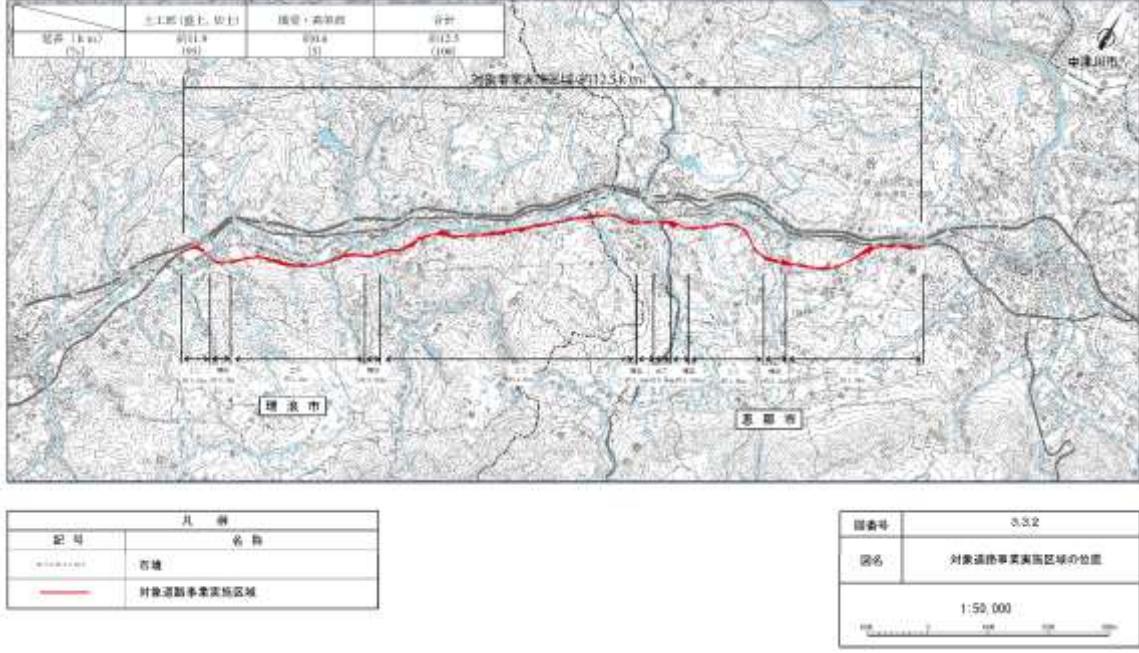


○ 一般国道 19 号 瑞浪恵那道路

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容
1-1 要約書 1	事業者の名称等 代表者の氏名：中部地方整備局長 梅山 和成	事業者の名称等 代表者の氏名：中部地方整備局長 八 焔 隆	人事異動による修正
3-4		<p>※対象道路事業実施区域の表示を修正</p> 	対象道路事業実施区域を 250m 幅から道路幅に修正 (大臣意見の対応)
3-6	2. その他の事業の内容に関する事項 1) 道路構造の種類 対象道路の道路構造は、盛土・切土及び橋梁・高架で計画されています。	2. その他の事業の内容に関する事項 1) 道路構造の種類 対象道路の道路構造は、盛土・切土及び橋梁・高架で計画されています。なお、現時点では河川内の工事（橋脚の設置等）は想定していません。	河川内工事（橋脚の設置等）の有無を追記
3-9	7) 環境保全の方針 (1) 道路事業における一般的な環境保全の方針 ①～⑤ 省略	7) 環境保全の方針 (1) 道路事業における一般的な環境保全の方針 ①～⑤ 省略 ⑥事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達品目等の使用に努める。	グリーン調達について追記
3-10	(2) 当該事業における一般的な環境保全の方針 ア. 工事中 ・廃棄物の種類別の分類を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図ります。 ・建設廃棄物の処理に当たっては、再資源化または有価物としての使用に努め、処理・処分量を抑制します。	(2) 当該事業における一般的な環境保全の方針 ア. 工事中 ・廃棄物の種類別の分類を徹底し、再生利用可能なものについては積極的に再利用を図ります。 ・建設廃棄物の処理に当たっては、可能な限り現場内で再資源化を図り、事業場外での処理・処分量を抑制します。 ・産業廃棄物処理業者への搬出に際しては、関係法令に基づいて適切に処理します。	廃棄物を分類することが廃棄物の減量に繋がるものではないため、適切な表現への修正

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																				
4-1-30	<p>2) 地盤の状況</p> <p>「平成 23 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（平成 24 年 12 月 環境省）及び「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 21 年度版）（環境省ホームページ）」、「環境白書 平成 24 年」（平成 24 年 11 月 岐阜県）によると、対象区域内で地盤沈下が発生している地域や、地盤に関する条例等が指定されている地域はありません。</p>	<p>2) 地盤の状況</p> <p>「平成 23 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（平成 24 年 12 月 環境省）及び「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 23 年度版）（環境省ホームページ）」、「環境白書 平成 24 年」（平成 24 年 11 月 岐阜県）によると、対象区域内で地盤沈下が発生している地域や、地盤に関する条例等が指定されている地域はありません。</p>	誤記の修正																				
4-2-46	<p>(17) ダイオキシン類対策特別措置法第七条の規定に基づく環境基準</p> <p>「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成十一年七月十六日法律第百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準を表 4.2.26 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.26 ダイオキシン類に係る環境基準</p> <table border="1" data-bbox="290 747 1400 982"> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気</td> <td>0.6pg-TEQ/m³以下</td> </tr> <tr> <td>水質（水底の底質を除く。）</td> <td>1pg-TEQ/l以下</td> </tr> <tr> <td>水底の底質</td> <td>150pg-TEQ/g以下</td> </tr> <tr> <td>土壌</td> <td>1,000pg-TEQ/g以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 備考 2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 備考 3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p> <p>注 1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 注 2) 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。 注 4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。</p> <p>出典 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成十一年十二月二十七日環境庁告示第六十八号、最終改正：平成二十一年三月三十日環境省告示第十一号）</p>	媒体	基準値	大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	土壌	1,000pg-TEQ/g以下	<p>(17) ダイオキシン類対策特別措置法第七条の規定に基づく環境基準</p> <p>「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成十一年七月十六日法律第百五号、最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号）第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準を表 4.2.26 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2.26 ダイオキシン類に係る環境基準</p> <table border="1" data-bbox="1469 747 2579 982"> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気</td> <td>0.6pg-TEQ/m³以下</td> </tr> <tr> <td>水質（水底の底質を除く。）</td> <td>1pg-TEQ/l以下</td> </tr> <tr> <td>水底の底質</td> <td>150pg-TEQ/g以下</td> </tr> <tr> <td>土壌</td> <td>1,000pg-TEQ/g以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 備考 2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 備考 3) 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 備考 4) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定方法に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p> <p>注 1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 注 2) 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。 注 4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。</p> <p>出典 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成十一年十二月二十七日環境庁告示第六十八号、最終改正：平成二十一年三月三十日環境省告示第十一号）</p>	媒体	基準値	大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	土壌	1,000pg-TEQ/g以下	出典資料を最新に更新
媒体	基準値																						
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下																						
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下																						
水底の底質	150pg-TEQ/g以下																						
土壌	1,000pg-TEQ/g以下																						
媒体	基準値																						
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下																						
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下																						
水底の底質	150pg-TEQ/g以下																						
土壌	1,000pg-TEQ/g以下																						
4-2-70	<p>8. その他の事項</p> <p>1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況</p> <p>ここで対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」といいます）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。 （中略）</p> <p>国土交通省においては、「国土交通白書 2009」（平成 21 年 4 月 国土交通省）によると、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」の施行に当たって全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。</p>	<p>8. その他の事項</p> <p>1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況</p> <p>本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」といいます）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。 （中略）</p> <p>国土交通省においては、「国土交通白書 2009」（平成 21 年 4 月 国土交通省）によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の施行に当たって全国一斉パトロール等による法の適正な実施の確保に努めています。</p>	<p>わかりやすい表現に修正</p> <p>誤記の修正</p>																				

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																		
7-1	<p>第7章 対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</p> <p>第1節 専門家等による技術的助言</p> <p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容を表7.1.1に示します。</p> <p style="text-align: center;">表7.1.1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境要素の区分</th> <th>専門分野</th> <th>技術的助言の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物</td> <td>動物(哺乳類、鳥類、水生生物、昆虫類)</td> <td>各分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類等）の特性を踏まえて生息情報の整理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>植物</td> <td>植物</td> <td>東濃丘陵等の広い範囲における特徴的な種の分布状況を踏まえて生育情報の整理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>生態系</td> <td>生態系</td> <td>当該地域の動物、植物の分布特性を踏まえて注目種等の整理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>景観</td> <td rowspan="2">景観</td> <td>調査期間等については、地域、場所の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。</td> </tr> <tr> <td>人と自然との 触れ合い活動の場</td> <td>調査期間等については、地域、場所、用途の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容	動物	動物(哺乳類、鳥類、水生生物、昆虫類)	各分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類等）の特性を踏まえて生息情報の整理を行うこと。	植物	植物	東濃丘陵等の広い範囲における特徴的な種の分布状況を踏まえて生育情報の整理を行うこと。	生態系	生態系	当該地域の動物、植物の分布特性を踏まえて注目種等の整理を行うこと。	景観	景観	調査期間等については、地域、場所の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。	人と自然との 触れ合い活動の場	調査期間等については、地域、場所、用途の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。	<p>第7章 対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</p> <p>第1節 専門家等による技術的助言</p> <p>環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容を表7.1.1に示します。</p> <p style="text-align: center;">表7.1.1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境要素の区分</th> <th>専門分野</th> <th>技術的助言の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物</td> <td>動物(哺乳類、鳥類、水生生物、昆虫類、両生類)</td> <td>各分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類等）の特性を踏まえて生息情報の整理を行うこと。 昆虫類、貝類の既存文献に示されている種の情報精度について注意すること。 両生類の調査方法はトラップ（かご網、筒状網など）と目視を組み合わせたものとする。</td> </tr> <tr> <td>植物</td> <td>植物</td> <td>東濃丘陵等の広い範囲における特徴的な種の分布状況を踏まえて生育情報の整理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>生態系</td> <td>生態系</td> <td>当該地域の動物、植物の分布特性を踏まえて注目種等の整理を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>景観</td> <td rowspan="2">景観</td> <td>調査期間等については、地域、場所の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。</td> </tr> <tr> <td>人と自然との 触れ合い活動の場</td> <td>調査期間等については、地域、場所、用途の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。</td> </tr> </tbody> </table>	環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容	動物	動物(哺乳類、鳥類、水生生物、昆虫類、 両生類)	各分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類等）の特性を踏まえて生息情報の整理を行うこと。 昆虫類、貝類の既存文献に示されている種の情報精度について注意すること。 両生類の調査方法はトラップ（かご網、筒状網など）と目視を組み合わせたものとする。	植物	植物	東濃丘陵等の広い範囲における特徴的な種の分布状況を踏まえて生育情報の整理を行うこと。	生態系	生態系	当該地域の動物、植物の分布特性を踏まえて注目種等の整理を行うこと。	景観	景観	調査期間等については、地域、場所の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。	人と自然との 触れ合い活動の場	調査期間等については、地域、場所、用途の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。	補足事項の追記
環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容																																			
動物	動物(哺乳類、鳥類、水生生物、昆虫類)	各分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類等）の特性を踏まえて生息情報の整理を行うこと。																																			
植物	植物	東濃丘陵等の広い範囲における特徴的な種の分布状況を踏まえて生育情報の整理を行うこと。																																			
生態系	生態系	当該地域の動物、植物の分布特性を踏まえて注目種等の整理を行うこと。																																			
景観	景観	調査期間等については、地域、場所の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。																																			
人と自然との 触れ合い活動の場		調査期間等については、地域、場所、用途の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。																																			
環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容																																			
動物	動物(哺乳類、鳥類、水生生物、昆虫類、 両生類)	各分類群（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類等）の特性を踏まえて生息情報の整理を行うこと。 昆虫類、貝類の既存文献に示されている種の情報精度について注意すること。 両生類の調査方法はトラップ（かご網、筒状網など）と目視を組み合わせたものとする。																																			
植物	植物	東濃丘陵等の広い範囲における特徴的な種の分布状況を踏まえて生育情報の整理を行うこと。																																			
生態系	生態系	当該地域の動物、植物の分布特性を踏まえて注目種等の整理を行うこと。																																			
景観	景観	調査期間等については、地域、場所の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。																																			
人と自然との 触れ合い活動の場		調査期間等については、地域、場所、用途の特性に応じた代表的な期間、時期とすること。																																			

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																		
8-2-1	第1節 騒音 1. 建設機械の稼動に係る騒音 1) 調査 (1) 調査の手法 ③調査地域及び調査地点 調査地域は、騒音の影響範囲内に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。なお、対象事業実施区域周辺では主に、起点の瑞浪市土岐町から恵那市長島町間にかけての低地部に住居等が存在しています。 これらの状況を勘案し、調査地点は、調査地域を代表すると考えられる地点として、表8.2.1に示す5地点の地上1.2mの高さとしました。	第1節 騒音 1. 建設機械の稼動に係る騒音 1) 調査 (1) 調査の手法 ③調査地域及び調査地点 調査地域は、騒音の影響範囲内に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。なお、対象事業実施区域周辺では主に、起点の瑞浪市土岐町から恵那市長島町間にかけての低地部に住居等が存在しています。 これらの状況を勘案し、調査地点は、調査地域を代表すると考えられる地点として、 対象道路近傍に民家などの保全対象等が存在する 、表8.2.1に示す5地点の地上1.2mの高さとしました。	調査地点選定理由の追記																																		
8-2-13	3) 環境保全措置の検討 (3) 検討結果の整理 環境保全措置の検討にあたっては、複数案の比較を行い、効果の実効性が高い防音パネル・シートの設置を採用することとしました。環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表8.2.11に示します。 環境保全措置の効果は、社団法人 日本音響学会のASJ CN-Model 2007の工種別予測方法に基づく式を用いて算出しました。環境保全措置の内容を表8.2.12、環境保全措置の効果を表8.2.13に示します。 さらに、整合を図る基準又は目標を超過しない地点においても実施する環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものは表8.2.14に示すとおりです。なお、これらについては予測計算には考慮しませんが、騒音の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられます。	3) 環境保全措置の検討 (3) 検討結果の整理 環境保全措置の検討にあたっては、複数案の比較を行い、効果の実効性が高い防音パネル・シートの設置を採用することとしました。環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表8.2.11に示します。 環境保全措置の効果は、社団法人 日本音響学会のASJ CN-Model 2007の工種別予測方法に基づく式を用いて算出しました。環境保全措置の内容を表8.2.12、環境保全措置の効果を表8.2.13に示します。 さらに、整合を図る基準又は目標を超過しない地点においても実施する環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものは表8.2.14に示すとおりです。なお、これらについては予測計算には考慮しませんが、騒音の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられます。 なお、防音パネル・シートの設置にあたっては、事業実施段階において、土地利用状況、住居等の立地状況等を踏まえながら、法令を遵守するように適切に検討します。	防音パネル・シートの設置方法に関する追記																																		
8-2-14	表 8.2.11 環境保全措置 <table border="1" data-bbox="379 1377 1353 1656"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>防音パネル・シートの設置</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>保全対象に近接する工事実施区域周辺</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td colspan="2">騒音の伝搬量の低減効果があります。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	防音パネル・シートの設置	位置	保全対象に近接する工事実施区域周辺	保全措置の効果	騒音の伝搬量の低減効果があります。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		表 8.2.11 環境保全措置 <table border="1" data-bbox="1546 1377 2519 1656"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>防音パネル・シートの設置</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>保全対象に近接する工事実施区域周辺</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td colspan="2">騒音の伝搬量の低減効果があります。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <p>注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定します。</p>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	防音パネル・シートの設置	位置	保全対象に近接する工事実施区域周辺	保全措置の効果	騒音の伝搬量の低減効果があります。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		環境保全措置の具体化の検討を行う時期等の追記 (大臣意見の対応)
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																				
実施内容	種類	防音パネル・シートの設置																																			
	位置	保全対象に近接する工事実施区域周辺																																			
保全措置の効果	騒音の伝搬量の低減効果があります。																																				
効果の不確実性	なし																																				
他の環境への影響	なし																																				
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																				
実施内容	種類	防音パネル・シートの設置																																			
	位置	保全対象に近接する工事実施区域周辺																																			
保全措置の効果	騒音の伝搬量の低減効果があります。																																				
効果の不確実性	なし																																				
他の環境への影響	なし																																				

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																														
8-2-18	<p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ウ. 調査地域及び調査地点</p> <p>調査地域は騒音に係る影響範囲内に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。なお、対象事業実施区域周辺では主に、起点の瑞浪市土岐町から恵那市長島町間にかけての低地部に住居等が存在しています。</p> <p>これらの状況を勘案して、調査地点は、調査地域を代表すると考えられる地点として、表 8.2.17 に示す 5 地点の地上 1.2m の高さとししました。</p>	<p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ウ. 調査地域及び調査地点</p> <p>調査地域は騒音に係る影響範囲内に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。なお、対象事業実施区域周辺では主に、起点の瑞浪市土岐町から恵那市長島町間にかけての低地部に住居等が存在しています。</p> <p>これらの状況を勘案して、調査地点は、調査地域を代表すると考えられる地点として、対象道路近傍で民家などの保全対象がある程度まとまって存在する、表 8.2.17 に示す 5 地点の地上 1.2 m の高さとししました。</p>	調査地点選定理由の追記																														
8-2-32	<p>3. 自動車の走行に係る騒音</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ウ. 調査地域及び調査地点</p> <p>調査地域は、騒音に係る影響範囲内に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。なお、対象事業実施区域周辺では主に、瑞浪市土岐町から恵那市長島町間にかけての低地部に住居等が存在しています。</p> <p>これらの状況を勘案し、調査地点は、調査地域を代表すると考えられる地点として、表 8.2.31 に示す 5 地点の地上 1.2m の高さとししました。</p>	<p>3. 自動車の走行に係る騒音</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ウ. 調査地域及び調査地点</p> <p>調査地域は、騒音に係る影響範囲内に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。なお、対象事業実施区域周辺では主に、瑞浪市土岐町から恵那市長島町間にかけての低地部に住居等が存在しています。</p> <p>これらの状況を勘案し、調査地点は、調査地域を代表すると考えられる地点として、対象道路近傍で民家などの保全対象等が存在する、表 8.2.31 に示す 5 地点の地上 1.2m の高さとししました。</p>	調査地点選定理由の追記																														
8-2-48 ～ 8-2-53		<p>※ 図 8.2.12 騒音距離減衰図に以下の注釈を追加</p> <p>注) 縦軸の単位は、A 特性重み付け等価音圧レベルを示す。</p>	縦軸の単位の説明を追記																														
8-2-54	<p>3) 環境保全措置の検討</p> <p>(3) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置としては、遮音壁の設置を実施します。環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.2.42 に示します。</p> <p>環境保全措置の効果は、社団法人 日本音響学会の ASJ RTN-Model 2008 に基づく式を用いて算出しました。各予測地点における環境保全措置の内容を表 8.2.43、環境保全措置の効果を表 8.2.44 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.2.43 環境保全措置の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>環境保全措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>瑞浪市土岐町名滝</td> <td>切土法肩に 4.0m の遮音壁を設置します。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>恵那市武並町竹折</td> <td>盛土法肩に 2.5m の遮音壁を設置します。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>恵那市武並町竹折</td> <td>切土法肩に 4.0m の遮音壁を設置します。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>恵那市武並町竹折</td> <td>盛土法肩に 2.0m の遮音壁を設置します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 表中の番号は図 8.1.10 に対応しています。</p>	番号	予測地点	環境保全措置の内容	2	瑞浪市土岐町名滝	切土法肩に 4.0m の遮音壁を設置します。	4	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 2.5m の遮音壁を設置します。	5	恵那市武並町竹折	切土法肩に 4.0m の遮音壁を設置します。	6	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 2.0m の遮音壁を設置します。	<p>3) 環境保全措置の検討</p> <p>(3) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置としては、遮音壁の設置を実施します。環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.2.42 に示します。</p> <p>環境保全措置の効果は、社団法人 日本音響学会の ASJ RTN-Model 2008 に基づく式を用いて算出しました。各予測地点における環境保全措置の内容を表 8.2.43、環境保全措置の効果を表 8.2.44 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.2.43 環境保全措置の内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>環境保全措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>瑞浪市土岐町名滝</td> <td>切土法肩に直立 4.0m の遮音壁を設置します。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>恵那市武並町竹折</td> <td>盛土法肩に直立 2.5m の遮音壁を設置します。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>恵那市武並町竹折</td> <td>切土法肩に直立 4.0m の遮音壁を設置します。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>恵那市武並町竹折</td> <td>盛土法肩に直立 2.0m の遮音壁を設置します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 表中の番号は図 8.1.10 に対応しています。</p>	番号	予測地点	環境保全措置の内容	2	瑞浪市土岐町名滝	切土法肩に 直立 4.0m の遮音壁を設置します。	4	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 直立 2.5m の遮音壁を設置します。	5	恵那市武並町竹折	切土法肩に 直立 4.0m の遮音壁を設置します。	6	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 直立 2.0m の遮音壁を設置します。	遮音壁の形状等の追記
番号	予測地点	環境保全措置の内容																															
2	瑞浪市土岐町名滝	切土法肩に 4.0m の遮音壁を設置します。																															
4	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 2.5m の遮音壁を設置します。																															
5	恵那市武並町竹折	切土法肩に 4.0m の遮音壁を設置します。																															
6	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 2.0m の遮音壁を設置します。																															
番号	予測地点	環境保全措置の内容																															
2	瑞浪市土岐町名滝	切土法肩に 直立 4.0m の遮音壁を設置します。																															
4	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 直立 2.5m の遮音壁を設置します。																															
5	恵那市武並町竹折	切土法肩に 直立 4.0m の遮音壁を設置します。																															
6	恵那市武並町竹折	盛土法肩に 直立 2.0m の遮音壁を設置します。																															

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																														
8-3-12	<p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>イ. 調査の基本的な手法</p> <p>①振動の状況</p> <p>現地調査は、「振動規制法施行規則第二備考4及び7」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定する振動の測定方法に準拠して実施しました。</p>	<p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>イ. 調査の基本的な手法</p> <p>①振動の状況</p> <p>現地調査は、「振動規制法施行規則別表第二備考4及び7」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定する振動の測定方法に準拠して実施しました。</p> <p>なお、振動レベル計で記録したデータはデータ処理機に取り込んだ上で統計処理を行いました。</p>	調査データについて補足説明の追記																																														
8-3-26	<p>3. 自動車の走行に係る振動</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>イ. 調査の基本的な手法</p> <p>①振動の状況</p> <p>現地調査は、「振動規制法施行規則第二備考4及び7」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定する振動の測定方法に準拠して実施しました。</p>	<p>3. 自動車の走行に係る振動</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>イ. 調査の基本的な手法</p> <p>①振動の状況</p> <p>振動の状況は、「振動規制法施行規則別表第二備考4及び7」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定する振動の測定方法に準拠して実施しました。</p> <p>なお、振動レベル計で記録したデータはデータ処理機に取り込んだ上で統計処理を行いました。</p> <p>また、測定する振動レベルは「振動規制法施行規則別表第二備考4及び7」に規定されている測定方法により得られた5秒間隔で100個の測定値の80%レンジの上端値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した値です。</p>	<p>わかりやすい表現に修正</p> <p>補足説明の追記</p>																																														
8-3-28	<p>(2) 調査結果</p> <p>b. 現地調査結果</p> <p>地盤の状況として、地盤卓越振動数及び地盤種別の既存文献調査及び現地調査結果を表 8.3.29 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.3.29 地盤卓越振動数及び地盤種別の調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点番号</th> <th>調査地点名</th> <th>地盤卓越振動数 (Hz)</th> <th>地盤種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K-1</td> <td>瑞浪市下沢 [下沢公民館前]</td> <td rowspan="2">19.7</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-2</td> <td>瑞浪市宿 [名滝公民館前]</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-3</td> <td>瑞浪市釜戸町 [釜戸コミュニティセンター]</td> <td>25.5</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-4</td> <td>恵那市武並町竹折上野 [武並神社内]</td> <td>28.4</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-5</td> <td>恵那市武並町竹折 [市役所所有空き地]</td> <td>47.3</td> <td>砂地盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 地盤卓越振動数の調査結果は、測定した値の平均値です。</p> <p>注2) 瑞浪市下沢と瑞浪市宿は、土岐川に沿って近接した地点であり、概ね等しい地盤条件であると考えられるため、瑞浪市下沢の地盤卓越振動数は、瑞浪市宿における調査結果を適用することとしました。</p>	調査地点番号	調査地点名	地盤卓越振動数 (Hz)	地盤種別	K-1	瑞浪市下沢 [下沢公民館前]	19.7	砂地盤	K-2	瑞浪市宿 [名滝公民館前]	砂地盤	K-3	瑞浪市釜戸町 [釜戸コミュニティセンター]	25.5	砂地盤	K-4	恵那市武並町竹折上野 [武並神社内]	28.4	砂地盤	K-5	恵那市武並町竹折 [市役所所有空き地]	47.3	砂地盤	<p>(2) 調査結果</p> <p>b. 現地調査結果</p> <p>地盤の状況として、地盤卓越振動数及び地盤種別の既存文献調査及び現地調査結果を表 8.3.29 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.3.29 地盤卓越振動数及び地盤種別の調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点番号</th> <th>調査地点名</th> <th>地盤卓越振動数 (Hz)</th> <th>地盤種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K-1</td> <td>瑞浪市下沢 [下沢公民館前]</td> <td rowspan="2">19.7</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-2</td> <td>瑞浪市宿 [名滝公民館前]</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-3</td> <td>瑞浪市釜戸町 [釜戸コミュニティセンター]</td> <td>25.5</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-4</td> <td>恵那市武並町竹折上野 [武並神社内]</td> <td>28.4</td> <td>砂地盤</td> </tr> <tr> <td>K-5</td> <td>恵那市武並町竹折 [市役所所有空き地]</td> <td>47.3</td> <td>砂地盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 地盤卓越振動数は、原則として大型車の単独走行を対象とし、対象車両の通過ごとに地盤振動を1/3オクターブバンド分析器により周波数分析し、振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均した数値です。</p> <p>注2) 瑞浪市下沢と瑞浪市宿は、土岐川に沿って近接した地点であり、概ね等しい地盤条件であると考えられるため、瑞浪市下沢の地盤卓越振動数は、瑞浪市宿における調査結果を適用することとしました。</p>	調査地点番号	調査地点名	地盤卓越振動数 (Hz)	地盤種別	K-1	瑞浪市下沢 [下沢公民館前]	19.7	砂地盤	K-2	瑞浪市宿 [名滝公民館前]	砂地盤	K-3	瑞浪市釜戸町 [釜戸コミュニティセンター]	25.5	砂地盤	K-4	恵那市武並町竹折上野 [武並神社内]	28.4	砂地盤	K-5	恵那市武並町竹折 [市役所所有空き地]	47.3	砂地盤	<p>地盤卓越振動数の算出根拠を追記</p>
調査地点番号	調査地点名	地盤卓越振動数 (Hz)	地盤種別																																														
K-1	瑞浪市下沢 [下沢公民館前]	19.7	砂地盤																																														
K-2	瑞浪市宿 [名滝公民館前]		砂地盤																																														
K-3	瑞浪市釜戸町 [釜戸コミュニティセンター]	25.5	砂地盤																																														
K-4	恵那市武並町竹折上野 [武並神社内]	28.4	砂地盤																																														
K-5	恵那市武並町竹折 [市役所所有空き地]	47.3	砂地盤																																														
調査地点番号	調査地点名	地盤卓越振動数 (Hz)	地盤種別																																														
K-1	瑞浪市下沢 [下沢公民館前]	19.7	砂地盤																																														
K-2	瑞浪市宿 [名滝公民館前]		砂地盤																																														
K-3	瑞浪市釜戸町 [釜戸コミュニティセンター]	25.5	砂地盤																																														
K-4	恵那市武並町竹折上野 [武並神社内]	28.4	砂地盤																																														
K-5	恵那市武並町竹折 [市役所所有空き地]	47.3	砂地盤																																														

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																		
8-4-1	<p>1. 自動車の走行に係る低周波音</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ウ. 調査地域及び調査地点</p> <p>調査地域は、道路構造が橋梁・高架であり、周辺に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域として、表 8. 4. 1 に示す調査地点を選定しました。</p>	<p>1. 自動車の走行に係る低周波音</p> <p>1) 調査</p> <p>(1) 調査の手法</p> <p>ウ. 調査地域及び調査地点</p> <p>調査地域は、道路構造が橋梁・高架であり、周辺に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域としました。調査地点は、調査地域のうち、対象道路事業実施区域の端部から 100 m 程度の範囲内に住居等が存在する、表 8. 4. 1 に示す地点を選定しました。</p>	調査地点選定理由の追記																		
8-4-10	<p>4) 評価</p> <p>(1) 評価の手法</p> <p>イ. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>低周波音においては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。</p> <p>なお、参考として、環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベルと比較を行いました。</p> <p style="text-align: center;">表 8. 4. 11 低周波音の参考となる指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般環境中に存在する低周波音圧レベル</td> <td>1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル L_{50} で 90dB</td> <td>環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果によると、「一般環境中のに存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった」とされています。</td> </tr> <tr> <td>ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル</td> <td>1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB</td> <td>ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典「道路環境影響評価の技術手法」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）</p>	項目	参考となる値	備考	一般環境中に存在する低周波音圧レベル	1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル L_{50} で 90dB	環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果によると、「一般環境中のに存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった」とされています。	ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル	1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB	ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル	<p>4) 評価</p> <p>(1) 評価の手法</p> <p>イ. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>低周波音においては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。</p> <p>なお、参考として、環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベルと比較を行いました。</p> <p style="text-align: center;">表 8. 4. 11 低周波音の参考となる指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>参考となる値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般環境中に存在する低周波音圧レベル</td> <td>1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル L_{50} で 90dB</td> <td>環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果によると、「一般環境中のに存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった」とされています。</td> </tr> <tr> <td>ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベル</td> <td>1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB</td> <td>ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典「道路環境影響評価の技術手法」（平成 19 年 9 月 財団法人 道路環境研究所）</p>	項目	参考となる値	備考	一般環境中に存在する低周波音圧レベル	1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル L_{50} で 90dB	環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果によると、「一般環境中のに存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった」とされています。	ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベル	1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB	ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベル	誤記の修正
項目	参考となる値	備考																			
一般環境中に存在する低周波音圧レベル	1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル L_{50} で 90dB	環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果によると、「一般環境中のに存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった」とされています。																			
ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル	1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB	ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベル																			
項目	参考となる値	備考																			
一般環境中に存在する低周波音圧レベル	1～80Hz の 50% 時間率音圧レベル L_{50} で 90dB	環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果によると、「一般環境中のに存在するレベルの低周波空気振動では人体に及ぼす影響を証明しうるデータは得られなかった」とされています。																			
ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベル	1～20Hz の G 特性 5% 時間率音圧レベル L_{G5} で 100dB	ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベル																			
8-4-11	<p>(2) 評価結果</p> <p>イ. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>低周波音においては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。</p> <p>なお、参考として、環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び ISO 7196 に規定された G 特性低周波音圧レベルと比較した結果を表 8. 4. 12 に示します。</p> <p>予測地点における 50% 時間率音圧レベル (L_{50}) は 80dB、G 特性 5% 時間率音圧レベル (L_{G5}) は 87dB となり、「参考となる値」以下となります。</p>	<p>(2) 評価結果</p> <p>イ. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>低周波音においては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標は示されていません。</p> <p>なお、参考として、環境庁の一般環境中の低周波音の測定結果及び ISO 7196 に規定された G 特性音圧レベルと比較した結果を表 8. 4. 12 に示します。</p> <p>予測地点における 50% 時間率音圧レベル (L_{50}) は 80dB、G 特性 5% 時間率音圧レベル (L_{G5}) は 87dB となり、「参考となる値」以下となります。</p>	誤記の修正																		

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																				
8-5-9	<p>(3) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.5.11 に示します。 なお、これらについては予測計算には考慮しませんが、水の濁りの影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられます。</p> <p style="text-align: center;">表 8.5.11(2) 環境保全措置</p> <table border="1" data-bbox="320 520 1299 888"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>種類</td> <td>仮設沈砂池等の設置による濁水処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>位置</td> <td>対象道路</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td colspan="2">工事の実施に伴って発生する濁水については、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流します。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	仮設沈砂池等の設置による濁水処理		位置	対象道路	保全措置の効果	工事の実施に伴って発生する濁水については、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流します。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		<p>(3) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.5.11 に示します。 なお、これらについては予測計算には考慮しませんが、水の濁りの影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられます。</p> <p style="text-align: center;">表 8.5.11(2) 環境保全措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 520 2463 888"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>種類</td> <td>仮設沈砂池等の設置による濁水処理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>位置</td> <td>対象道路</td> </tr> <tr> <td>保全措置の効果</td> <td colspan="2">工事の実施に伴って発生する濁水については、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流します。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <p style="color: red; font-size: small;">注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定します。</p>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	仮設沈砂池等の設置による濁水処理		位置	対象道路	保全措置の効果	工事の実施に伴って発生する濁水については、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流します。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		<p>環境保全措置の具体化の検討を行う時期等の追記 （大臣意見の対応）</p>
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																						
実施内容	種類	仮設沈砂池等の設置による濁水処理																																					
	位置	対象道路																																					
保全措置の効果	工事の実施に伴って発生する濁水については、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流します。																																						
効果の不確実性	なし																																						
他の環境への影響	なし																																						
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																						
実施内容	種類	仮設沈砂池等の設置による濁水処理																																					
	位置	対象道路																																					
保全措置の効果	工事の実施に伴って発生する濁水については、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流します。																																						
効果の不確実性	なし																																						
他の環境への影響	なし																																						

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容
8-8-49	<p>(2) 予測結果</p> <p>ア. 現地調査で確認された重要な種に対する予測結果 （中略）</p> <p>なお、表中の事業実施区域の改変区域からの位置関係（距離）に関する定義は、下表に示すとおりです。</p>	<p>(2) 予測結果</p> <p>ア. 現地調査で確認された重要な種に対する予測結果 （中略）</p> <p>なお、表中の事業実施区域の改変区域からの位置関係（距離）に関する定義は、下表に示すとおりです。</p> <p>また、分断の有無については対象事業実施区域と重要な種の確認位置の重ね合わせ図をもとに対象事業実施区域により移動経路が分断される区間とその程度を判断し、生息環境の広がりについては生息基盤と対象事業実施区域の関係から判断しました。</p>	影響の程度の判断に関する追記
8-8-85	<p>②予測地域が生息域ではない種</p> <p>予測地域が生息域ではないと考えられる種としては、オオヨシゴイ、クマタカ、オオジシギ、コアジサシ、コノハズク、オオコノハズク、ハリオアマツバメ、ブッポウソウ、マミジロ、ホオアカ、ヤマセミ、ノジコ、クロジの13種が挙げられます。</p>	<p>②予測地域が生息域ではない種</p> <p>予測地域が生息域ではないと考えられる種としては、オオヨシゴイ、クマタカ、オオジシギ、コアジサシ、コノハズク、オオコノハズク、ハリオアマツバメ、ブッポウソウ、マミジロ、ホオアカ、ノジコ、クロジの12種が挙げられます。</p>	誤記の修正 (ヤマセミ→)
8-8-89	該当箇所なし	<p>ウ. 改訂版レッドリストで新たに重要な種となった種に対する今後の予測・評価方法</p> <p>平成24年8月、平成25年2月に公表された第四次レッドリスト（改訂版レッドリスト）により、新たに重要な種として位置付けられたものはケリ（鳥類）1種、トノサマガエル（両生類）1種、タベサナエ、トサヤドリキバチ、オオセイボウ本土亜種、ケブカツヤオオアリ、ヤマトアシナガバチ、ウスジロドクガ（以上、昆虫類）6種、コシダカヒメモノアラガイ、オオギセル（陸産・淡水産貝類）2種、ドジョウ（魚類）1種です。</p> <p>これらの種については、工事の実施前に事業による改変区域での生息確認調査を行い、生息が確認された場合には、8-8-46 ページに示す基本的な考え方に沿って予測及び評価、環境保全措置の検討を行います。</p>	第四次レッドリスト 該当種及び、今後の該当種に対する予測・評価方法の追記
8-8-91	<p>※ 表 8.8.80 (1) 環境保全措置の検討における環境保全措置（希少猛禽類の繁殖状況調査）の検討結果の文章</p> <p>工事実施前に繁殖状況調査を実施し、営巣が確認された場合には、専門家の指導・助言を得て、必要な環境保全措置を講じるものとする。</p>	<p>※ 表 8.8.80 (1) 環境保全措置の検討における環境保全措置（希少猛禽類の繁殖状況調査）の検討結果の文章</p> <p>工事実施前に行う繁殖状況調査において、営巣が確認された場合には、施工時期の検討や段階的な土地の改変（コンディショニング）について、専門家の指導・助言を得ながら、必要な環境保全措置を講じるものとする。</p>	環境保全措置の具体的内容の追記

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																																																																																																								
8-8-93	<p align="center">表 8.8.81 (3) 環境保全措置（施工時期の検討）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>施工時期の検討</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>水路の付け替え箇所</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">アカザ、アジメドジョウ、メダカ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、実施時期を繁殖期を避けた時期で検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <p align="center">表 8.8.81 (4) 環境保全措置（施工方法の検討）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>施工方法の検討</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>水路の付け替え箇所</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">アカザ、アジメドジョウ、メダカ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、生息環境に配慮した河道及び施工方法を検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">生息環境の回復の程度に不確実性がある。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <p align="center">表 8.8.81 (5) 環境保全措置（移植）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>重要種の移植（食草の移植）</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>計画路線周辺（地表改変部）</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">ギフチョウの食草（カンアオイ属）</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">食草であるカンアオイ属を、近傍の生息・生育環境に適した個所に移植することにより、繁殖環境を代償できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">活着の程度に不確実性がある</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">移植先のかく乱の可能性が考えられる。</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	施工時期の検討	位置	水路の付け替え箇所	保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ		環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、実施時期を繁殖期を避けた時期で検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	施工方法の検討	位置	水路の付け替え箇所	保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ		環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、生息環境に配慮した河道及び施工方法を検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。		効果の不確実性	生息環境の回復の程度に不確実性がある。		他の環境への影響	なし		実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	重要種の移植（食草の移植）	位置	計画路線周辺（地表改変部）	保全対象	ギフチョウの食草（カンアオイ属）		環境保全措置の効果	食草であるカンアオイ属を、近傍の生息・生育環境に適した個所に移植することにより、繁殖環境を代償できる。		効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある		他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。		<p align="center">表 8.8.81 (3) 環境保全措置（施工時期の検討）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>施工時期の検討</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>水路の付け替え箇所</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">アカザ、アジメドジョウ、メダカ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、実施時期を繁殖期を避けた時期で検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <p align="center">表 8.8.81 (4) 環境保全措置（施工方法の検討）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>施工方法の検討</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>水路の付け替え箇所</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">アカザ、アジメドジョウ、メダカ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、生息環境に配慮した河道及び施工方法を検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">生息環境の回復の程度に不確実性がある。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <p align="center">表 8.8.81 (5) 環境保全措置（移植）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>重要種の移植（食草の移植）</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>計画路線周辺（地表改変部）</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">ギフチョウの食草（カンアオイ属）</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">食草であるカンアオイ属を、近傍の生息・生育環境に適した個所に移植することにより、繁殖環境を代償できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">活着の程度に不確実性がある</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">移植先のかく乱の可能性が考えられる。</td> </tr> </table> <p>注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、専門家の指導・助言を踏まえて決定します。</p> <p>注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、専門家の指導・助言や最新の技術指針等を踏まえて決定します。</p>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	施工時期の検討	位置	水路の付け替え箇所	保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ		環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、実施時期を繁殖期を避けた時期で検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	施工方法の検討	位置	水路の付け替え箇所	保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ		環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、生息環境に配慮した河道及び施工方法を検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。		効果の不確実性	生息環境の回復の程度に不確実性がある。		他の環境への影響	なし		実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	重要種の移植（食草の移植）	位置	計画路線周辺（地表改変部）	保全対象	ギフチョウの食草（カンアオイ属）		環境保全措置の効果	食草であるカンアオイ属を、近傍の生息・生育環境に適した個所に移植することにより、繁殖環境を代償できる。		効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある		他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。		<p>環境保全措置の具体化の検討を行う時期等の追記 （大臣意見の対応）</p>
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																																																																																																										
実施内容	種類	施工時期の検討																																																																																																																									
	位置	水路の付け替え箇所																																																																																																																									
保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ																																																																																																																										
環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、実施時期を繁殖期を避けた時期で検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。																																																																																																																										
効果の不確実性	なし																																																																																																																										
他の環境への影響	なし																																																																																																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																																																																																																										
実施内容	種類	施工方法の検討																																																																																																																									
	位置	水路の付け替え箇所																																																																																																																									
保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ																																																																																																																										
環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、生息環境に配慮した河道及び施工方法を検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。																																																																																																																										
効果の不確実性	生息環境の回復の程度に不確実性がある。																																																																																																																										
他の環境への影響	なし																																																																																																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																																																																																																										
実施内容	種類	重要種の移植（食草の移植）																																																																																																																									
	位置	計画路線周辺（地表改変部）																																																																																																																									
保全対象	ギフチョウの食草（カンアオイ属）																																																																																																																										
環境保全措置の効果	食草であるカンアオイ属を、近傍の生息・生育環境に適した個所に移植することにより、繁殖環境を代償できる。																																																																																																																										
効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある																																																																																																																										
他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。																																																																																																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																																																																																																										
実施内容	種類	施工時期の検討																																																																																																																									
	位置	水路の付け替え箇所																																																																																																																									
保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ																																																																																																																										
環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、実施時期を繁殖期を避けた時期で検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。																																																																																																																										
効果の不確実性	なし																																																																																																																										
他の環境への影響	なし																																																																																																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																																																																																																										
実施内容	種類	施工方法の検討																																																																																																																									
	位置	水路の付け替え箇所																																																																																																																									
保全対象	アカザ、アジメドジョウ、メダカ																																																																																																																										
環境保全措置の効果	生息域の一部の河川工事（水路の付け替え）において、生息環境に配慮した河道及び施工方法を検討することにより、繁殖への影響を回避・低減できる。																																																																																																																										
効果の不確実性	生息環境の回復の程度に不確実性がある。																																																																																																																										
他の環境への影響	なし																																																																																																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																																																																																																										
実施内容	種類	重要種の移植（食草の移植）																																																																																																																									
	位置	計画路線周辺（地表改変部）																																																																																																																									
保全対象	ギフチョウの食草（カンアオイ属）																																																																																																																										
環境保全措置の効果	食草であるカンアオイ属を、近傍の生息・生育環境に適した個所に移植することにより、繁殖環境を代償できる。																																																																																																																										
効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある																																																																																																																										
他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。																																																																																																																										

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																								
8-8-94	<p>(5) 事後調査</p> <p>ア. 事後調査の検討</p> <p>事後調査の内容について、表 8.8.82 に示します。</p> <p>環境保全措置は、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施しますが、計画路線及びその周辺で繁殖を行う可能性があるサシバについては、現地調査による繁殖状況の確認のための事前調査を実施し、計画路線付近で営巣が確認された場合には、専門家の意見及び指導を得ながら必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。</p> <p>その場合、繁殖の阻害に効果の不確実性が伴うこと、工事の実施中及び供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があることから、事後調査を実施します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.8.82 事後調査の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サシバに係る繁殖状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期 工事前～工事期間中における 4 月～8 月の各月 1 回 供用後概ね 3 年間（2 営巣期） 調査地域 営巣地周辺 調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認 </td> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td>魚類（アカザ、アジメドジョウ、メダカ）の生息及び生息環境の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期 施工後 3 年間（確認適期に年 1 回） 調査地域 河道改修箇所及び上流・下流 調査方法 現地調査（任意観察、捕獲）による確認 </td> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td>移植後の保全対象（ギフチョウ、カンアオイ属）の生息、生育状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期 移植実施後 3 年目（確認適期に年 1 回） 調査地域 移植箇所 調査方法 現地調査（任意観察）による確認 </td> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	実施主体	サシバに係る繁殖状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 工事前～工事期間中における 4 月～8 月の各月 1 回 供用後概ね 3 年間（2 営巣期） 調査地域 営巣地周辺 調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認 	国土交通省 中部地方整備局	魚類（アカザ、アジメドジョウ、メダカ）の生息及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 施工後 3 年間（確認適期に年 1 回） 調査地域 河道改修箇所及び上流・下流 調査方法 現地調査（任意観察、捕獲）による確認 	国土交通省 中部地方整備局	移植後の保全対象（ギフチョウ、カンアオイ属）の生息、生育状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 移植実施後 3 年目（確認適期に年 1 回） 調査地域 移植箇所 調査方法 現地調査（任意観察）による確認 	国土交通省 中部地方整備局	<p>(5) 事後調査</p> <p>ア. 事後調査の検討</p> <p>事後調査の内容について、表 8.8.82 に示します。</p> <p>環境保全措置は、既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら実施しますが、計画路線及びその周辺で繁殖を行う可能性があるサシバについては、工事実施前に行う繁殖状況調査において、営巣が確認された場合には、施工時期の検討や段階的な土地の改変（コンディショニング）について、専門家の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置を講じます。</p> <p>その場合、繁殖の阻害に効果の不確実性が伴うこと、工事の実施中及び供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があることから、事後調査を実施します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.8.82 事後調査の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査内容</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サシバに係る繁殖状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期 工事前～工事期間中における 4 月～8 月の各月 1 回 供用後概ね 3 年間（2 営巣期） 調査地域 営巣地周辺 調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認 </td> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td>魚類（アカザ、アジメドジョウ、メダカ）の生息及び生息環境の状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期 施工後 3 年間（確認適期に年 1 回） 調査地域 河道改修箇所及び上流・下流 調査方法 現地調査（任意観察、捕獲）による確認 </td> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td>移植後の保全対象（ギフチョウ、カンアオイ属）の生息、生育状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調査時期 移植実施後 3 年目（確認適期に年 1 回） 調査地域 移植箇所 調査方法 現地調査（任意観察）による確認 </td> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査内容	実施主体	サシバに係る繁殖状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 工事前～工事期間中における 4 月～8 月の各月 1 回 供用後概ね 3 年間（2 営巣期） 調査地域 営巣地周辺 調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認 	国土交通省 中部地方整備局	魚類（アカザ、アジメドジョウ、メダカ）の生息及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 施工後 3 年間（確認適期に年 1 回） 調査地域 河道改修箇所及び上流・下流 調査方法 現地調査（任意観察、捕獲）による確認 	国土交通省 中部地方整備局	移植後の保全対象（ギフチョウ、カンアオイ属）の生息、生育状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 移植実施後 3 年目（確認適期に年 1 回） 調査地域 移植箇所 調査方法 現地調査（任意観察）による確認 	国土交通省 中部地方整備局	環境保全措置の具体的内容の追記
調査項目	調査内容	実施主体																									
サシバに係る繁殖状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 工事前～工事期間中における 4 月～8 月の各月 1 回 供用後概ね 3 年間（2 営巣期） 調査地域 営巣地周辺 調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認 	国土交通省 中部地方整備局																									
魚類（アカザ、アジメドジョウ、メダカ）の生息及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 施工後 3 年間（確認適期に年 1 回） 調査地域 河道改修箇所及び上流・下流 調査方法 現地調査（任意観察、捕獲）による確認 	国土交通省 中部地方整備局																									
移植後の保全対象（ギフチョウ、カンアオイ属）の生息、生育状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 移植実施後 3 年目（確認適期に年 1 回） 調査地域 移植箇所 調査方法 現地調査（任意観察）による確認 	国土交通省 中部地方整備局																									
調査項目	調査内容	実施主体																									
サシバに係る繁殖状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 工事前～工事期間中における 4 月～8 月の各月 1 回 供用後概ね 3 年間（2 営巣期） 調査地域 営巣地周辺 調査方法 現地調査（定点、林内踏査）による確認 	国土交通省 中部地方整備局																									
魚類（アカザ、アジメドジョウ、メダカ）の生息及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 施工後 3 年間（確認適期に年 1 回） 調査地域 河道改修箇所及び上流・下流 調査方法 現地調査（任意観察、捕獲）による確認 	国土交通省 中部地方整備局																									
移植後の保全対象（ギフチョウ、カンアオイ属）の生息、生育状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査時期 移植実施後 3 年目（確認適期に年 1 回） 調査地域 移植箇所 調査方法 現地調査（任意観察）による確認 	国土交通省 中部地方整備局																									

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																								
8-9-46	<p>(2) 予測結果</p> <p>ア. 現地調査で確認された重要な種、及び予測地域内の重要な群落に対する予測結果 （中略）</p> <p>なお、表中の事業実施区域の改変区域からの位置関係（距離）に関する定義は、下表に示すとおりです。</p>	<p>(2) 予測結果</p> <p>ア. 現地調査で確認された重要な種、及び予測地域内の重要な群落に対する予測結果 （中略）</p> <p>なお、表中の事業実施区域の改変区域からの位置関係（距離）に関する定義は、下表に示すとおりです。</p> <p>また、生育環境の広がりについては生育基盤と対象事業実施区域の関係から判断しました。</p>	影響の程度の判断に関する追記																																								
8-9-75	該当箇所なし	<p>ウ. 改訂版レッドリストで新たに重要な種となった種に対する今後の予測・評価方法</p> <p>平成 24 年 8 月、平成 25 年 2 月に公表された第四次レッドリスト（改訂版レッドリスト）により、新たに重要な種として位置付けられたものはヒナザサ（イネ科）1 種です。</p> <p>ヒナザサ（イネ科）については、工事の実施前に事業による改変区域での生育確認調査を行い、生育が確認された場合には、8-9-44 ページに示す基本的な考え方に沿って予測及び評価、環境保全措置の検討を行います。</p>	第四次レッドリスト 該当種及び、今後の該当種に対する予測・評価方法の追記																																								
8-9-78	<p>(4) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを、表 8.9.69 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.9.69 (1) 環境保全措置（移植）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>重要種の移植</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>計画路線周辺（エビネは生育地、シデコブシは一部の群生地で消失する可能性のある成木（樹高約 6m 以上）、ミカワバイケイソウ及びカザグルマは消失する群生地での個体群）</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">エビネ、シデコブシ、ミカワバイケイソウ、カザグルマ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">一般生態、分布状況等から影響を回避又は低減することが困難な種について、移植を実施することにより、地形改変区域に生育する種を保存できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">活着の程度に不確実性がある。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">移植先の植生に影響を及ぼす可能性がある。</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	重要種の移植	位置	計画路線周辺（エビネは生育地、シデコブシは一部の群生地で消失する可能性のある成木（樹高約 6m 以上）、ミカワバイケイソウ及びカザグルマは消失する群生地での個体群）	保全対象	エビネ、シデコブシ、ミカワバイケイソウ、カザグルマ		環境保全措置の効果	一般生態、分布状況等から影響を回避又は低減することが困難な種について、移植を実施することにより、地形改変区域に生育する種を保存できる。		効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。		他の環境への影響	移植先の植生に影響を及ぼす可能性がある。		<p>(4) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを、表 8.9.69 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.9.69 (1) 環境保全措置（移植）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>重要種の移植</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>計画路線周辺（エビネは生育地、シデコブシは一部の群生地で消失する可能性のある成木（樹高約 6m 以上）、ミカワバイケイソウ及びカザグルマは消失する群生地での個体群）</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">エビネ、シデコブシ、ミカワバイケイソウ、カザグルマ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">一般生態、分布状況等から影響を回避又は低減することが困難な種について、移植を実施することにより、地形改変区域に生育する種を保存できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">活着の程度に不確実性がある。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">移植先の植生に影響を及ぼす可能性がある。</td> </tr> </table> <p>注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、専門家の指導・助言や最新の技術指針等を踏まえて決定します。</p>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	重要種の移植	位置	計画路線周辺（エビネは生育地、シデコブシは一部の群生地で消失する可能性のある成木（樹高約 6m 以上）、ミカワバイケイソウ及びカザグルマは消失する群生地での個体群）	保全対象	エビネ、シデコブシ、ミカワバイケイソウ、カザグルマ		環境保全措置の効果	一般生態、分布状況等から影響を回避又は低減することが困難な種について、移植を実施することにより、地形改変区域に生育する種を保存できる。		効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。		他の環境への影響	移植先の植生に影響を及ぼす可能性がある。		環境保全措置の具体化の検討を行う時期等の追記 （大臣意見の対応）
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																										
実施内容	種類	重要種の移植																																									
	位置	計画路線周辺（エビネは生育地、シデコブシは一部の群生地で消失する可能性のある成木（樹高約 6m 以上）、ミカワバイケイソウ及びカザグルマは消失する群生地での個体群）																																									
保全対象	エビネ、シデコブシ、ミカワバイケイソウ、カザグルマ																																										
環境保全措置の効果	一般生態、分布状況等から影響を回避又は低減することが困難な種について、移植を実施することにより、地形改変区域に生育する種を保存できる。																																										
効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。																																										
他の環境への影響	移植先の植生に影響を及ぼす可能性がある。																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																										
実施内容	種類	重要種の移植																																									
	位置	計画路線周辺（エビネは生育地、シデコブシは一部の群生地で消失する可能性のある成木（樹高約 6m 以上）、ミカワバイケイソウ及びカザグルマは消失する群生地での個体群）																																									
保全対象	エビネ、シデコブシ、ミカワバイケイソウ、カザグルマ																																										
環境保全措置の効果	一般生態、分布状況等から影響を回避又は低減することが困難な種について、移植を実施することにより、地形改変区域に生育する種を保存できる。																																										
効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。																																										
他の環境への影響	移植先の植生に影響を及ぼす可能性がある。																																										

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																								
8-10-20	<p>(2) 予測結果</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周辺に生息・生育する注目種・群集及び地域を特徴づける生態系について、事業の実施による影響の程度を予測しました。</p>	<p>(2) 予測結果</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周辺に生息・生育する注目種・群集及び地域を特徴づける生態系について、事業の実施による影響の程度を予測しました。</p> <p>なお、分断の有無については対象事業実施区域と重要な種の確認位置の重ね合わせ図をもとに対象事業実施区域により移動経路が分断される区間とその程度を判断し、生息環境、生育環境の広がりについては生息生育基盤と対象事業実施区域の関係から判断しました。</p>	影響の程度の判断に関する追記																																								
8-10-36	<p>(4) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.10.19 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.10.19 (3) 環境保全措置（移植）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>注目種の移植 (移植先等、内容の詳細については専門家の指導・助言を得て決定する。)</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>計画路線周辺（地表変更部）</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">シデコブシ（消失する群生地での個体群）、ギフチョウの食草（カンアオイ属）</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">地形変更区域に生育する個体を、近傍の生息・生育環境に適した個所に生育地に移すことで種を保存できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">活着の程度に不確実性がある。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">移植先のかく乱の可能性が考えられる。</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	注目種の移植 (移植先等、内容の詳細については専門家の指導・助言を得て決定する。)	位置	計画路線周辺（地表変更部）	保全対象	シデコブシ（消失する群生地での個体群）、ギフチョウの食草（カンアオイ属）		環境保全措置の効果	地形変更区域に生育する個体を、近傍の生息・生育環境に適した個所に生育地に移すことで種を保存できる。		効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。		他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。		<p>(4) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.10.19 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.10.19 (3) 環境保全措置（移植）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>注目種の移植 (移植先等、内容の詳細については専門家の指導・助言を得て決定する。)</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>計画路線周辺（地表変更部）</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">シデコブシ（消失する群生地での個体群）、ギフチョウの食草（カンアオイ属）</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">地形変更区域に生育する個体を、近傍の生息・生育環境に適した個所に生育地に移すことで種を保存できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">活着の程度に不確実性がある。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">移植先のかく乱の可能性が考えられる。</td> </tr> </table> <p>注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、専門家の指導・助言や最新の技術指針等を踏まえて決定します。</p>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	注目種の移植 (移植先等、内容の詳細については専門家の指導・助言を得て決定する。)	位置	計画路線周辺（地表変更部）	保全対象	シデコブシ（消失する群生地での個体群）、ギフチョウの食草（カンアオイ属）		環境保全措置の効果	地形変更区域に生育する個体を、近傍の生息・生育環境に適した個所に生育地に移すことで種を保存できる。		効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。		他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。		<p>環境保全措置の具体化の検討を行う時期等の追記</p> <p>（大臣意見の対応）</p>
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																										
実施内容	種類	注目種の移植 (移植先等、内容の詳細については専門家の指導・助言を得て決定する。)																																									
	位置	計画路線周辺（地表変更部）																																									
保全対象	シデコブシ（消失する群生地での個体群）、ギフチョウの食草（カンアオイ属）																																										
環境保全措置の効果	地形変更区域に生育する個体を、近傍の生息・生育環境に適した個所に生育地に移すことで種を保存できる。																																										
効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。																																										
他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																										
実施内容	種類	注目種の移植 (移植先等、内容の詳細については専門家の指導・助言を得て決定する。)																																									
	位置	計画路線周辺（地表変更部）																																									
保全対象	シデコブシ（消失する群生地での個体群）、ギフチョウの食草（カンアオイ属）																																										
環境保全措置の効果	地形変更区域に生育する個体を、近傍の生息・生育環境に適した個所に生育地に移すことで種を保存できる。																																										
効果の不確実性	活着の程度に不確実性がある。																																										
他の環境への影響	移植先のかく乱の可能性が考えられる。																																										
8-10-37	<p style="text-align: center;">表 8.10.19 (6) 環境保全措置（移動経路の確保）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>移動経路の確保（ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置）</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>土工・橋梁で通過する生息地</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">ホンドキツネ、テン、ニホンイノシシ、ホンドリタチ、ホンドリタスキ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	移動経路の確保（ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置）	位置	土工・橋梁で通過する生息地	保全対象	ホンドキツネ、テン、ニホンイノシシ、ホンドリタチ、ホンドリタスキ		環境保全措置の効果	動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		<p style="text-align: center;">表 8.10.19 (6) 環境保全措置（移動経路の確保）</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>移動経路の確保（ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置）</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>土工・橋梁で通過する生息地</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td colspan="2">ホンドキツネ、テン、ニホンイノシシ、ホンドリタチ、ホンドリタスキ</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td colspan="2">動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table> <p>注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、専門家の指導・助言や最新の技術指針等を踏まえて決定します。</p>	実施主体	国土交通省中部地方整備局		実施内容	種類	移動経路の確保（ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置）	位置	土工・橋梁で通過する生息地	保全対象	ホンドキツネ、テン、ニホンイノシシ、ホンドリタチ、ホンドリタスキ		環境保全措置の効果	動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できる。		効果の不確実性	なし		他の環境への影響	なし		<p>環境保全措置の具体化の検討を行う時期等の追記</p> <p>（大臣意見の対応）</p>
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																										
実施内容	種類	移動経路の確保（ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置）																																									
	位置	土工・橋梁で通過する生息地																																									
保全対象	ホンドキツネ、テン、ニホンイノシシ、ホンドリタチ、ホンドリタスキ																																										
環境保全措置の効果	動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できる。																																										
効果の不確実性	なし																																										
他の環境への影響	なし																																										
実施主体	国土交通省中部地方整備局																																										
実施内容	種類	移動経路の確保（ボックスカルバートや誘導柵、侵入防止柵の設置）																																									
	位置	土工・橋梁で通過する生息地																																									
保全対象	ホンドキツネ、テン、ニホンイノシシ、ホンドリタチ、ホンドリタスキ																																										
環境保全措置の効果	動物の移動阻害、道路上への侵入に伴うロードキルを回避又は低減できる。																																										
効果の不確実性	なし																																										
他の環境への影響	なし																																										

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容												
8-13-3	<p>2) 予測</p> <p>(1) 予測の手法</p> <p>ア. 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測しました。</p>	<p>2) 予測</p> <p>(1) 予測の手法</p> <p>ア. 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況として、発生量が卓越している建設発生土を予測しました。</p> <p>本事業においては建設発生土以外に産業廃棄物として、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の発生が考えられますが、平成 20 年度建設副産物実態調査において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については 98%程度、建設発生木材については 90%程度のリサイクル率になっており、リサイクル原則化ルールによって適切にリサイクルされています。本事業においても、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）」に則り、全て再資源化することを考えているため、本環境影響評価の対象外としました。</p>	建設発生土以外を予測対象外とする理由の追記												
8-13-4	<p>3) 環境保全措置の検討</p> <p>(1) 環境保全措置の検討</p> <p>予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生し、その一部は対象道路事業実施区域外に搬出する計画のため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 8.13.3 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。</p> <p style="text-align: center;">表 8.13.3 環境保全措置の検討</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設副産物の再資源化施設への搬出</td> <td>適</td> <td>建設副産物の再資源化により、廃棄物の発生量を低減できます。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	建設副産物の再資源化施設への搬出	適	建設副産物の再資源化により、廃棄物の発生量を低減できます。	<p>3) 環境保全措置の検討</p> <p>(1) 環境保全措置の検討</p> <p>予測の結果、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事の実施により建設発生土が発生し、その一部は対象道路事業実施区域外に搬出する計画のため、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、表 8.13.3 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。</p> <p style="text-align: center;">表 8.13.3 環境保全措置の検討</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設副産物の再資源化施設への搬出</td> <td>適</td> <td>建設副産物の再資源化により、廃棄物の埋立処分量を低減できます。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	建設副産物の再資源化施設への搬出	適	建設副産物の再資源化により、廃棄物の埋立処分量を低減できます。	文言の修正
環境保全措置	実施の適否	適否の理由													
建設副産物の再資源化施設への搬出	適	建設副産物の再資源化により、廃棄物の発生量を低減できます。													
環境保全措置	実施の適否	適否の理由													
建設副産物の再資源化施設への搬出	適	建設副産物の再資源化により、廃棄物の埋立処分量を低減できます。													

評価書の補正（案）（補正箇所抜粋）

頁	評価書	補正（案）（都市計画決定権者案）	補正内容																																		
8-13-4	<p>(3) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.13.4 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.13.4 環境保全措置</p> <table border="1" data-bbox="329 474 1305 842"> <tr> <td colspan="2">実施主体</td> <td>国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>建設副産物の再資源化施設への搬出</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>切土工等又は既存の工作物の除去により、廃棄物等が発生する位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保全措置の効果</td> <td>建設副産物の再資源化により、廃棄物の発生量を低減できます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </table>	実施主体		国土交通省中部地方整備局	実施内容	種類	建設副産物の再資源化施設への搬出	位置	切土工等又は既存の工作物の除去により、廃棄物等が発生する位置	保全措置の効果		建設副産物の再資源化により、廃棄物の発生量を低減できます。	効果の不確実性		なし	他の環境への影響		なし	<p>(3) 検討結果の整理</p> <p>環境保全措置の実施主体、実施内容、効果等について整理したものを表 8.13.4 に示します。</p> <p style="text-align: center;">表 8.13.4 環境保全措置</p> <table border="1" data-bbox="1481 474 2457 842"> <tr> <td colspan="2">実施主体</td> <td>国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施内容</td> <td>種類</td> <td>建設副産物の再資源化施設への搬出</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>切土工等又は既存の工作物の除去により、廃棄物等が発生する位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保全措置の効果</td> <td>建設副産物の再資源化により、廃棄物の埋立処分量を低減できます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p style="color: red; font-size: small;">注：環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事の範囲、施工の手順について決定する段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定します。</p>	実施主体		国土交通省中部地方整備局	実施内容	種類	建設副産物の再資源化施設への搬出	位置	切土工等又は既存の工作物の除去により、廃棄物等が発生する位置	保全措置の効果		建設副産物の再資源化により、廃棄物の埋立処分量を低減できます。	効果の不確実性		なし	他の環境への影響		なし	<p>文言の修正</p> <p>環境保全措置の具体化の検討を行う時期等の追記 (大臣意見の対応)</p>
実施主体		国土交通省中部地方整備局																																			
実施内容	種類	建設副産物の再資源化施設への搬出																																			
	位置	切土工等又は既存の工作物の除去により、廃棄物等が発生する位置																																			
保全措置の効果		建設副産物の再資源化により、廃棄物の発生量を低減できます。																																			
効果の不確実性		なし																																			
他の環境への影響		なし																																			
実施主体		国土交通省中部地方整備局																																			
実施内容	種類	建設副産物の再資源化施設への搬出																																			
	位置	切土工等又は既存の工作物の除去により、廃棄物等が発生する位置																																			
保全措置の効果		建設副産物の再資源化により、廃棄物の埋立処分量を低減できます。																																			
効果の不確実性		なし																																			
他の環境への影響		なし																																			
8-13-5	<p>(2) 評価結果</p> <p>ア. 回避又は低減に係る評価</p> <p>廃棄物等への影響については、道路事業における一般的な環境保全の方針の中で、「建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年：法律第 137 号）等の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理します。」としています。</p> <p>なお、当該事業における一般的な環境保全の方針の中で、「廃棄物の種類別の分類を徹底することにより減量化に努め、再利用可能なものについては積極的に再利用を図り」、「建設廃棄物の処理に当たっては、再資源化または有価物としての使用に努め、処理・処分量を抑制します」。また、「本事業の実施において余剰の建設発生土が生じる場合には、工事間流用に努め」、「建設発生土の保管に際しては、乾燥による土埃対策（シートカバー、散水等）等を行います」としています。</p> <p>さらに、具体的な環境保全措置として「建設副産物の再資源化施設への搬出」を図ることから、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減していると評価します。</p>	<p>(2) 評価結果</p> <p>ア. 回避又は低減に係る評価</p> <p>廃棄物等への影響については、道路事業における一般的な環境保全の方針の中で、「建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年：法律第 137 号）等の規定に基づき再利用に努めるとともに適正に処理します。」としています。</p> <p>なお、当該事業における一般的な環境保全の方針の中で、「廃棄物の種類別の分類を徹底し、再生利用可能なものについては積極的に再利用を図り」、「建設廃棄物の処理に当たっては、可能な限り現場内で再資源化を図り、事業場外での処理・処分量を抑制します」。また、「本事業の実施において余剰の建設発生土が生じる場合には、工事間流用に努め」、「建設発生土の保管に際しては、乾燥による土埃対策（シートカバー、散水等）等を行います」としています。</p> <p>さらに、具体的な環境保全措置として「建設副産物の再資源化施設への搬出」を図ることから、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減していると評価します。</p>	<p>文言の修正</p>																																		